

平成 27 年第 4 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 27 年 7 月 13 日第 4 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 義 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
商 工 課 長	齋 藤 和 幸	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 利 均	象 潟 公 民 館 長	須 田 徹

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成27年7月13日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第4 議案第56号 物品の取得について
- 第5 議案第57号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第6 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成27年第4回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、2番渡部幸悦議員、3番佐々木雄太議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。議会運営委員長長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。去る7月6日に平成27年第4回にかほ市議会臨時会についての議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

本臨時会に上程される案件は、専決処分の報告承認が1件、物品の取得が1件、補正予算1件の計3件であります。

本案件の審査は、一日で可能との意見により、本日7月13日の一日と決しております。

全議案に関して、委員会付託をせず、本会議にて質疑、討論、採決まで行います。

上程される議案に関して、当局の要旨の説明後、休憩をし、象潟・仁賀保新産業支援両センター及びごみ焼却炉の現場視察を行います。ヘルメットを持参し、視察を行いますので、よろしく願います。その後、質疑、討論、採決を行うことと決しております。

なお、本来、質疑を本市議会では通告制を基本としておりますが、にかほ市議会申し合わせ事項14の1に、臨時会においては当局の説明の後に急遽の質疑も受けることになっておりますので、通告者の質疑終了後、急遽の質疑を受けることとなっております。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから、議会運営委員長長の報告に対する質疑を行います。はい、小川議員。

●12番（小川正文君） さきの議会運営委員会においては、総務部長から議案の説明を受けたわけですけれども、その中に釜ヶ台のですよ、キュービクルを仁賀保新産業支援センターに移設するというものであります。議事日程の中の現場視察の中で、その趣旨が入っていませんけれども、それについて改めて伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 議会運営委員長長。

●議会運営委員長（伊藤知君） 釜ヶ台からキュービクルを移設するというのは説明は受けましたけれども、現場視察に関しての審査はいたしませんでした。必要であれば日程に加えたいと思いますが、入れた方がよろしいか御意見を伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） ただいまの小川議員の御意見ですけれども、現在3カ所を予定しておりますけれども、この釜ヶ台新産業支援センターも予定に入れるということによろしいですか。必要なしということであれば、そのように計らいます。

●議会運営委員長（伊藤知君） ちょっと当局と相談をして日程を決めたいと思いますので、休憩を求めます。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時04分 休 憩

午前10時05分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

議会運営委員長。

●議会運営委員長（伊藤知君） 当局の方でもよろしいということですので、キュービクルの方も鍵を開けて中を見れるということですので、日程を調整して現場視察にキュービクルの施設をプラスしたいと思います。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第55号から議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第3、議案第55号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から日程第5、議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてまでの議案3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

議員の皆さんには、臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第55号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）でございます。

平成27年6月29日付で専決処分した平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ750万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ155億2,867万7,000円とするものでございます。

専決処分した理由は、清掃センター焼却炉の電気集じん器が作動不良となり、緊急に対処するた

めの修繕工事が必要となったことによるものでございます。

歳入では、歳出予算の財源として繰越金を750万円増額し、歳出では、衛生費でゴミ焼却炉等補修工事750万円を増額しております。

次に、議案第56号物品の取得についてでございます。

契約の目的は、コミュニティバス車両2台を購入するもので、契約の方式を随意契約により、契約の相手方を市内の株式会社三共サービスとして、契約の金額を3,556万219円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億4,534万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、歳出予算の財源として繰越金1億1,666万6,000円を増額し、歳出では、総務費で日沿道象潟インターチェンジ開通記念イベント関係にあわせて149万9,000円の増額し、商工費では、仁賀保・象潟両新産業支援センターの改修工事並びに設計管理委託料、合わせて3,554万円を増額し、教育費では、主として象潟体育館の駐車場用地として活用するための公有財産購入費等に、合わせて7,962万7,000円を増額しております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時11分 休 憩

午前10時12分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

●市長（横山忠長君） 訂正させていただきます。議案第57号の日沿道関係でございますけれども、ここで「149万9,000円」を「149万6,000円」というふうにして説明しておりますので、「149万9,000円」に訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

議案第55号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、議案第55号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告及びその承認について（専決第7号）の補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の7ページをお開きください。

4款2項2目15節工事請負費、ゴミ焼却炉等補修工事についてでございます。ゴミ焼却炉等の現在、前期の定期集中修理を6月20日から実施しておりまして、6月27日に電気集じん器を稼働したところ、出力電流が上がらず、荷電不良となり、集じん能力が低下してございました。作動不良の状態となりまして、その原因について調査しましたところ、電気集じん器を作動・制御する電気集じん装置

用直流高電圧発生装置の故障と思われ、それに伴います調査を行ったところでございます。その調査の結果、コンバーターユニット、これは交流電流を直流電流に変換する装置を一体化したものでございますが、このコンバーターユニットの故障との見解でございました。既存の装置は製造が中止となっており、部品の調達など修理等での対応は時間を要しますということと、また、ごみ焼却炉施設は前期の定期集中修理中でありまして、ごみピット内は満杯の状態ということから、市民生活に支障を来さぬように早急な復旧が必要であり、6月29日に、ごみ焼却炉等補修工事750万円を専決処分として増額補正したものでございます。

既存装置と出力が、ほぼ同規模の電気集じん装置用直流高電圧発生装置の交換工事を行ったものでございます。

なお、7月1日には交換工事を終えまして、正常作動が確認できましたので、焼却を再開してございます。

事前に配付しております資料をご覧ください。

1枚目は、現在の清掃センターの焼却ごみの流れをあらわしたものでございます。左側からごみを搬入し、破碎して焼却と。そして今回の補正による電気集じん装置の工事の箇所は、赤枠で囲っている部分でございます。この電気集じん器本体を稼働させるための心臓部に当たります直流高電圧発生装置が故障となったものでございます。

2枚目をご覧くださいと思います。2枚目の資料は、その装置が設置されている場所をあらわしたもので、電気集じん器本体の上部に今設置されております。集じん器を制御して正常作動を行うことで、排ガスがきれいなガスとなって煙突を通し、屋外へ排出されるものでございます。

なお、補正予算書の6ページの19款1項1目繰越金750万円は、補正の財源を行うため、市長からも説明がありましたけれども繰越金を増額しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第56号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案第56号物品の取得について、補足説明をさせていただきます。

初めに、お配りしております資料①をご覧くださいと思います。さきの説明会で申し上げたとおり、上郷・小滝線、上郷・長岡線の2台の車両の更新でありますけれども、現在の車両は中古車両の導入であったことに加えまして、相当の走行距離となっており、老朽化が進み、修繕料もかさんでいることによるものでございます。購入に当たっては、低床かつバリアフリーにするなど、秋田県の補助要件を満たす仕様としております。

次に、資料②をご覧くださいと思います。記載のとおり、指名業者は市内7社として6月24日に入札会を行いました。5社が辞退したために2社での競争入札となりました。しかしながら、2回の入札でも不調でありましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号、競争入札に付し、入札者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないときは、随意契約によることができるということから、最低入札価格者でありました株式会社三共サービスから見積書を徴したところ、予定価格を下回りましたので、7月1日付で仮契約を締結したものでございます。

なお、納車の期限であります。平成28年1月31日としております。

説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第57号について、初めに、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係について補足説明をいたします。

補正予算書の7ページをお開きください。上段になります。2款1項9目企画費についてでございます。8節報償費52万4,000円でございますが、日沿道開通プレイベントにおけるステージショーの出演者等に対する謝礼でございます。計画している主なものでございますが、超神ネイガー、ケイスケ&マサの出演などを計画しております。

また、11節需用費42万5,000円でございますけれども、同プレイベントにおいては、ステージショーのほかにマラソンやウォーキングなどを計画しておりますけれども、その参加者に対する記念品などの予算措置でございます。

13節委託料55万円でございますけれども、象潟インターチェンジの開通のお祝いと今後の県境区間の早期開通に向けた要望活動につなげるために、市民の方々や企業関係の方々などから、インタビューを中心に日沿道に期待する効果、にかほ市のPRなどを交えながら、映像にまとめまして開通イベントや祝賀会で流したり、この後の要望活動で活用するための映像制作委託料として40万円、花火の打ち上げ委託料8万円、ステージ等の設置委託料7万円などを計上しているものでございます。

また、日沿道開通記念事業は、このほかに日本海沿岸東北自動車道建設促進秋田県南部期成同盟会、こちらの予算になりますけれども、その事業といたしまして、祝賀会の開催予算など、別途に約100万円を見込んでおります。したがって、全体としては市の一般会計と合わせまして250万円ほどの事業予算というふうにとらえております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、同じく予算書7ページ、7款1項2目商工振興費、新産業支援センター改修工事について補足説明をいたします。

12節役務費4万円の増額は、増築に伴う建築確認申請手数料であります。

13節委託料250万円の増額は、改修工事に係る工事設計管理委託料になります。

次に、15節工事請負費3,300万円の増額について説明をいたします。新産業支援センターの改修工事費につきましては、さきの事業説明会で申し上げましたとおり、象潟センターにつきましては休憩室増築工事と落雷対策工事が主な工事内容になります。仁賀保センターでは、2階空調設備工事と通用口ドアの取り替え工事が主な工事内容となります。

さきの説明会では、概算工事費ということで約2,600万円を見込むと申し上げてまいりましたが、専門家を交え詳細に積算をしたところ、記載のとおり3,300万円の工事請負費となりまして、さきに申し上げました見込み額より700万円増加しております。

増加となった差額の主な理由について御説明いたしますが、配付資料の2枚目、工事内容内訳をご覧いただきたいと思います。

象潟センターにおいては、説明会での概算費用に盛り込んでいなかった地盤改良工事、表の工事

内容の欄、2段目になりますが、これに270万円が加えられております。これは2年前の改修工事の際も地盤が弱く、同様の工事を行っていることから、今回も必要との判断になったものであります。

また、これもさきの概算費用には含まれていなかった工事になりますが、建物を増設するに伴い、建物の東側にある側溝の移設が必要なることから、これに係る工事費といたしまして約130万円が上乘せになっております。

仁賀保センターでは、釜ヶ台新産業支援センターの使われなくなった空調設備とキュービクルを移設する必要として、キュービクル建屋を含め約300万円を見込んでいると申し上げておりましたが、電気工事の専門家による積算を反映させたところ、東北電力の高圧線からの引き込み工事として、コンクリート柱及び気中開閉器の設置や受変電設備工事が必要となるほか、キュービクルから建物まで掘削を必とする幹線設備工事、建物内では動力設備や配線工事が必要となるもので、空調設備の設置とあわせた積算額は374万円となっております。

また、キュービクルを納める建屋は、釜ヶ台の解体工事や仮設費を含めまして約170万円となっております。

そのほかでは、鋼板ドアの取り替え工事が22万円、仁賀保センター新産業支援センターの合計は、諸経費、消費税、これらを除きまして570万円となります。その結果、象潟・にかほ両センターの合計は、仮設費を含んだ直接工事費が2,690万円、これに諸経費、消費税の359万4,000円と、244万5,000円、これの合計が3,300万円となるものであります。

以上が、工事内容と増額になった理由であります。

なお、象潟・仁賀保両新産業支援センターの仕様につきましては、新産業支援センター条例に基づきまして、貸付期間5年以内の平成26年8月1日から平成31年3月31日までの使用料免除による行政財産の使用許可を出しております。

また、支援センターは、市所有の財産であるため、基本的には施設の整備や改修は、所有者である市が行うものと考えており、これらのことから今回の工事となったものでございます。

以上、補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、教育委員会関係についての補足説明をいたします。

予算書、歳出の7ページをお開き願います。

10款5項2目屋内運動施設管理費の11節需用費3万円と17節公有財産購入費7,959万7,000円については、象潟庁舎西側の旧TDK象潟工場社員駐車場でありました土地の取得費でございます。

旧TDK象潟工場跡地利用については、TDKとにかほ市の方で協議をしてきた経緯がありますけれども、その際に、この土地については市が求めたいという希望があることは伝えていたところです。しかしながら、具体的なことは全くの白紙状態でありました。

今回、この場所を取得したいという業者、これはコンビニでありますけれども、こちらの方の希望があったということでTDKの方に問い合わせがあったという情報がありました。市はこの際、取得しようということでTDKに打診をしてきたところですが、TDKも市に対して売却することについては異論なしとのことでありました。

市では、以前にも象潟体育館や象潟公民館でのイベントや行事の際に、TDKさんからお借りしまして来場者の駐車場として利用してきたところがございます。取得後についても、主に象潟体育館の行事などの際に使用したいと考えております。取得する土地については、二筆で5,262.58平方メートル、約1,591坪になります。単価は坪当たり5万円としておりまして、用地取得費の予算額は7,959万7,000円でございます。

また、この売買契約に当たりましては、印紙代の3万円が必要となりますので、需用費にその3万円を補正計上してございます。以上です。

- 議長（菊地衛君） これより現地調査を行います。
暫時休憩します。

午前10時28分 休 憩

午後 1時30分 再 開

- 議長（菊地衛君） 再開します。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

議案第55号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてまでの3件の質疑を行います。

初めに、議案第55号についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番鈴木敏男議員。

- 14番（鈴木敏男君） 本議案は、ごみ焼却炉の補修工事、これに伴う議案でございますが、この補修工事はこれまでに何度か行われております。工事の一覧表もいただいておりますが、今回は電気の集じん装置制御作動不良による直流高電圧発生装置のトラブルがあったようで、これの交換であったようであります。

今回のこの補修工事に伴って、以下3点についてお尋ねをいたします。

一つは、本装置の作動不良に至った原因を伺います。これは先ほど説明がありましたけれども、もう少し噛み砕いた感じで説明を願えればありがたいというふうに思います。

二つ目でございますが、通常のごみ焼却炉の点検は、どのように行われているのか。これが二つ目の質問でございます。

それから、三つ目でございますが、過去5カ年の補修内容及び工事金額を一覧表にてお伺いしますということで通告書を出しましたけれども、別表のように一覧表が届いてございますので、この一覧表の方も簡単に説明願えればありがたいというふうに思います。以上です。

- 議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

- 市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の1点目の本装置の作動不良に至った原因についてでございます。

午前中の方でも説明を行いましたけれども、繰り返しの部分もでございます。6月27日に電気集じん器を作動させたところ、出力電源が上がらずに集じん能力が低下して作動不良となったということでございます。その後、調査によりますと、電気集じん器を制御する電気集じん装置のコンバーターユニットの経年劣化が一つの原因ではないかというふうな見解でございました。

続きまして、2点目の通常の点検についてでございます。焼却炉等の燃焼設備ですとか排ガス処理設備などの機械設備の保守点検につきましては、これまでも前年の補修工事等の点検結果をもとに計画を立てながら毎年度実施してまいりました。

今回の交換した装置については、点検項目には入ってございませんでした。

次に、御質問の3点目ではありますが、過去5年間の補修内容、工事金額の一覧表につきましてでございます。お配りした資料に基づいて概要を説明申し上げます。

昭和56年12月稼働以来34年目となった焼却施設でございます。かなり老朽化が進みまして、修繕用の部品調達も難しい状況になっておりますけれども、安全な稼働を図るために補修工事を行っているものでございます。

表の一番左側が各項目でございます。

1番の受入供給設備のごみクレーン整備、以下の項目、また、2番にございます焼却設備、これについては焼却炉耐火物等の補修、3番目には排ガス処理設備の排ガス冷却室整備及び電気集じん器本体の方の整備など、以下8項目にわたります機械設備を主体とした補修工事を行っているところでございます。

なお、一番下の欄には、各年度ごとの工事金額の総額を記載しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 再質問しようと思っておりましたけれども、このことについては先ほど現場の方でいろいろ伺ってきましたので、特に質問はしませんが、今話あったように、トラブルが起こったのは6月27日ということで、土曜日であります。そして、決裁をされたのが29日ということで、非常に土曜日・日曜日にもかかわらず、スピーディーに改修工事が行われたということで、私の方からは職員の皆さん方に感謝を申し上げて再質問は以上であります。

●議長（菊地衛君） これで鈴木敏男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、私の方から質疑をさせていただきます。

平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について中、7款1項2目15節工事請負費、新産業支援センター改修工事についてでございます。

釜ヶ台新産業支援センターの空調設備及びキュービクルを、仁賀保新産業支援センターへ移設するに当たり、釜ヶ台新産業支援センターのその後の進捗状況について説明がありません。管財人の了承を得ているということでありましたけれども、管財人の了承を得ているという説明だけでは理解に不十分な点があります。釜ヶ産新産業支援センターのその後の経緯についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それではお答えをいたします。

釜ヶ台新産業支援センター、その後の経過についてでございますけれども、旧釜ヶ台小・中学校は、株式会社岩城のかあさんによりまして平成23年4月から、当初は山菜の加工工場としてスタートをしております、平成24年7月からはレトルト食品野菜加工工場として稼働をしております。平成25年4月からは、にかほ市新産業支援センター条例が施行されておりました、これによりまして食品加工、製造、販売業として使用許可していたものであります。株式会社岩城のかあさんは、平成25年11月6日に破産開始決定を受けまして、破産手続が開始されております。その後、平成27年2月6日には破産が決定し、4月20日付で会社の登記が閉鎖されております。破産手続を進める中で、競売により財産処分できるものについては処分が進められてきておりましたが、最終的には、株式会社岩城のかあさんの事業を引き継ぎたい意向の企業が落札をしております。落札された物件は、主に食品加工機材になりますが、現在も釜ヶ台小・中学校に仮置きされている状況にあります。落札した企業が、にかほ市内で事業展開をしたいとしまして、市内の空き工場や空き校舎の使用を検討していることから、機材の仮置きについて便宜を図っている状況にあります。

その他処分できない、売れないもの、あるいは資産価値のないもの等につきましては、破産管財人により後片付けや後処理が行われてきておりましたが、今なお残っている幾つかの物品等につきましては、破産管財人の方から施設の所有者である市が再利用することについて何ら問題がないという旨の説明を受けております。その点を確認をしまして、今回移設を図ると、こういう内容でございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） そうすれば確認なんですが、キュービクルに関しては管財人さんのものではなかったというか、了承は得ているということなんですけれども、何といたしましよ振り分けしたときにですね、設備ですから、そもそもにかほ市新産業支援センターのものになることは間違いないということで、間違いなかったでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） キュービクルにつきましては、株式会社岩城のかあさんの所有でありました。岩城のかあさんは、4月20日には登記簿上、抹消されておりました、実態のないものになっておりました、その間、破産に至るまで管財人が株式会社岩城のかあさんに代わりまして管理をしてきたと、こういうことでございます。その破産が完了したことによりまして、残っているものは不要なものといえますか、放棄されるものと、こういう状況にあるという管財人の説明でござ

ざいます。

●議長（菊地衛君） これで佐々木雄太議員の質疑を終わります。

次に、14番鈴木敏男議員の質疑を許します。——訂正します。引き続き、佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、引き続き同じ議案名でありますけれども、10款5項2目17節公有財産購入費について質疑いたします。

これまでも象潟体育館や公民館でのイベント開催時には、購入予定地を予備駐車場として借りてきた経緯があったようでございますけれども、これまで年間どのぐらいの利用率だったのか、この点について、まず一点お伺いします。

また、当面の間は社会教育施設の駐車場として利用し、将来的には有効活用が見込める土地としての取得のようでもありますけれども、具体的なイベントや行事予定、計画があるのか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 駐車場の件でございます。初めに、年間どのぐらいの利用率だったかということについてお答えをいたします。

今までの年間利用実績等についてということですが、昨年の場合で申し上げますと1,000人が入場するという場合のことであれば3日間ぐらい、それから500人以上が7日間、それから300人以上の利用の場合が21日間、200人以上の場合が28日間、100人以上の利用ということで39日間というふうになっております。

象潟庁舎西側の砂利敷の駐車場ですが、200人から300人程度の利用者の場合は、十分にここで間に合っているわけですが、300人以上の利用者の場合の一時的及び500人以上の場合はTDKの方をお願いをしまして駐車場を利用させていただいているところでございます。その年によって若干違いますけれども、年間的にはおよそ20日間ぐらいということになってございます。特に大型車などが駐車する場合には、大きなスペース、回転場などが必要になりますので、普通車と大型車を区分するなどして駐車スペースを確保してきております。

次に、今後の具体的なイベントや行事予定計画があるかということでございますけれども、今年度の場合は10月1日の市制施行10周年記念式典、それから11月7日の同記念コンサート、12月のスポ少全団交流会、3月の全県高校卓球練習会などがございますけれども、そのほかにも毎年、本荘由利中学校の卓球会場となっております。また、春・夏・秋の3大会の会場となっております。また、高校の中央地区総体の卓球会場、これは5月でございます。先ほど申し上げました3月には、高校の全県練習会会場というふうになっております。また、その他、市内の保育園・幼稚園の運動会やおゆうぎ会、スポ少の交流大会などの会場にもなっておりますので、今後も年間20日間から30日間ぐらいの利用が見込まれているというふうにして考えております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） あくまでも駐車場としての購入だということ間違いなかったでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 駐車場として利用していきたいと思っています。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） だとすればですね、あくまでも駐車場であるのであれば、例えば象潟中学校の跡地もありますよね。そういったところの活用なんかは考えていないということでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 旧象潟中学校の跡地ということも今までも利用してきたところですけども、今後のことを考えますと、一日間で一つの行事であればそれで十分間に合うかと思えますけれども、中学校の行事やいろいろな行事が重なった場合には、若干不足しているということもありますので、この土地をやはり駐車場用地として確保しておきたいというところがございます。

●議長（菊地衛君） これで佐々木雄太議員の質疑を終わります。

次に、14番鈴木敏男議員の質疑を行います。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今の佐々木議員と質問がダブる項目があるんですが、通告書を出しておりますので質問いたします。

10款5項2目17節の公有財産購入費7,959万7,000円、これに先ほどの説明では印紙代ということで3万円かかると、こういうような話でありました。このことについて、細かいんですが三つばかり質問させていただきます。

一つは、この購入する面積が約1,591坪という話でありました。そうすれば、この面積に車がどのくらい駐車できるのか、その辺まずひとつお伺いしたいと思います。

また、今後この駐車場、舗装等をする計画があるのかどうか、これもあわせてお尋ねいたします。

それから、もし取得された場合、今後のその管理をどのようにして行っていくのか、これが2点目でございます。

そしてまた、使用開始はいつごろの予定なのか、以上3点についてお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） それでは、まず初めに、一つ目の駐車台数についてでございます。当該の駐車台数ですけども、最大で申し上げますと、普通車で約250台、それから大型車の場合は約70台でございます。

それから、今後の整備計画でございますけれども、当駐車場はアスファルト舗装になっておりますので、舗装の計画は現在のところは、これ以上改修ということは持ってございません。ただし、場合によっては区画線の引き直しなどは今後考えられることですけども、今後それらを含めて検討してまいりたいと思います。

それから、二つ目の管理のことについてでございますけれども、購入後の管理については、スポーツ振興課所管ということで管理していきたいと思っております。

三つ目の使用開始はいつごろになるかということでございますけれども、基本的にはその土地の売買契約締結後の使用開始になりますけれども、現在、部分的にはありますけれども道路工事の業者等に貸し付けしている部分がありますので、その工事が終了となれば全体を使用するということになるかと思えます。それまでの間に必要な場合は、半分とか、土日であればということを利用して利用する場合がありますけれども、契約締結後ということにさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 先ほどの説明もありましたが、今の話もありました。今の駐車場が満車で、今求めようとしているこのTDKの所有地の駐車場をお借りしたというふうな話もありましたけれども、もうちょっと事例を挙げてひとつ説明願えればありがたいというふうに思います。

それからもう一つは、これも先ほど話ありましたが、今回この求めるというのは、あくまでも駐車場というふうなことで求めるという話でありましたけれども、もう一度お尋ねしますが、ほかに使用等考えてはいないのかどうか、この二つを再質問いたします。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） ただいま申し上げたとおりに1,000人以上が3日間、それから500人以上が7日間というふうにして、昨年の例でいきますと、その年だけということの部分もありますけれども、ノーザンハピネットのプレシーズンゲーム、それから国文祭、それから例年行われておりますのが中学校の総体、卓球会場、これが2日間、それから春も2日間、秋も2日間というふうになってございます。それから、幼稚園、象潟地域の幼稚園になっておりますけれども、運動会が2日間、それからおゆうぎ会もございます。それから、3月には全県の高校の合同練習会というふうに、これは2日間というふうにしてなっております。これらについて今後も引き続き利用されると見込まれますので、使っていききたいと思っております。

また、利用目的ですけれども、当該駐車場はアスファルト舗装になっています駐車場ですので、これを新たに改修して別のものにしてということは考えてございません。あくまでも駐車場として利用していきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） これで鈴木敏男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

所用のため、休憩をいたします。再開を午後2時20分といたします。

午後1時53分 休 憩

午後1時53分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

訂正します。議案第57号の質疑を終わります。（該当箇所訂正済み）

再開を午後2時20分といたします。

午後1時53分 休 憩

午後2時32分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第55号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第55号についての討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第56号物品の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第56号についての討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議ありますので、これから議案第57号の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。3番佐々木雄太議員。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） 私は議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今現在、まさに総務省の方でも公共施設等総合管理計画の策定要請が出されている最中ですのでございます。午前中の議案説明、それから質疑等の説明を聞く限りでも、年間の利用率、今後の行事計画等からしても、本当に今現在にかほ市において駐車場としての土地利用のための購入が必要なのかという点について、私はいささか疑問であります。

よって、私は議案第57号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、反対をさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番宮崎信一議員。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） 私は、今回の平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、反対の討論も出ましたが、この駐車場については、やはり以前からイベントをする際にTDK側に申し入れをして何度も借りてきており、これをこれから求めないということになれば、続けていくことになります。確かに利用率については疑問が残るところではございますが、今回、TDK側より御厚意といえますか、この単価で買い入れるということであれば、私は賛成といたします。

なお、庁舎隣の元プール跡地の砂利、いわゆるこれをもう少し整備して舗装をするというものを強く求めて、賛成討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回にかほ市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時38分 閉 会